

要望管理番号	要望事項管理番号	分割補助番号	統合	管理コード	所管省庁等	該当法令	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	再検討要請	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	要望主体	要望事項番号	実施種別(規制改革/民間開放)	要望事項(事項名)	措置の概要(対応策)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁等	その他(特記事項)
5052	5052011		G03	Z09001	金融庁、法務省	特定融資特約に関する法律第2条	コミットメントライン契約(特定融資特約)に係る手数料が利息制限法及び出資法上の「みなし利息」の適用除外となるのは、借主が、資本金が5億円以上又は負債総額が20億円以上の株式会社(会社法第2条第6号)、資本金が3億円を超える株式会社、特定目的会社(資産の流動化に関する法律第3条第3項)等である場合に限定される。	b		平成15年に実施した借り手側のニーズ調査によれば、平成13年改正で新たに借主の範囲に加えられた中堅企業の利用状況が低調であり、さらに、地方公共団体に関してはコミットメントライン契約を利用したいとのニーズがほとんどないという結果であったため、こうしたニーズがその後変化し十分に見極めていく必要があると思われる。以上を踏まえ法務省及び金融庁としては、関係省庁とも連携をとりながら今後も引き続き拡大することの可否について検討を行う。		地域金融機関のメイン取引先がほぼコミットメントライン契約の対象外であることは、借り手側のニーズが希薄となっている一因と考えられる。また、中堅企業の利用状況が低調であるとの回答であるが、中小企業金融研究会報告書(中小企業庁)によれば、中小企業の利用ニーズもある。早期に結論を得ることを前提に具体的な検討のスケジュール(結論及び実施時期)を示されたい、	b		預金取扱金融機関を含む金融機関においては、コミットメントライン契約によって実質的に高金利が得られることから、借り手側の法的知識が不十分であることに果して、優越的な地位を濫用し、資金需要が必ずしも高くない借り手に、コミットメントライン契約を押し付けることによる弊害が発生する恐れがある。こうしたことを踏まえ、借り手のニーズや借主の範囲を拡大した場合の影響を慎重に見極めていく必要がある。現時点で検討のスケジュールを具体的に示すことは困難である。法務省及び金融庁としては、関係省庁とも連携をとりながら今後も引き続き検討を行う。	社団法人全国信用金庫協会・信金中央金庫	11	A	コミットメントライン契約の適用対象企業の拡大	(特定融資特約法の規制の緩和)対象企業を拡大する。	コミットメントライン契約(特定融資特約)の適用対象を拡大し、中小企業(資本金3億円以下等)、地方公共団体や特約法で定められた地方公社等その範囲に含める。	コミットメントライン契約(特定融資特約)に係る手数料が利息制限法及び出資法上の「みなし利息」の適用除外となるのは、借手が資本金が3億円を超える株式会社などに限定されており、中小企業(資本金3億円以下等)、地方公共団体等には認められていない。地域金融機関のメイン取引先がほぼ当該契約の対象外であることは、我が国の制度に定着していないため借り手側のニーズも希薄とならざるを得ない。一方、ここ数年間のコミットメントライン契約を利用した借入は、中堅規模以上の中小企業にも広がっており、潜在的な需要は広まっている。したがって、コミットメントライン契約(特定融資特約)の適用対象を拡大することにより、中小企業の資金調達が多様化が図られることとなるため、規制緩和していただきたい。	特定融資特約に関する法律第2条	金融庁、法務省	継続	
5071	5071005		G03	Z09001	金融庁、法務省	特定融資特約に関する法律第2条	コミットメントライン契約(特定融資特約)に係る手数料が利息制限法及び出資法上の「みなし利息」の適用除外となるのは、借主が、資本金が5億円以上又は負債総額が20億円以上の株式会社(会社法第2条第6号)、資本金が3億円を超える株式会社、特定目的会社(資産の流動化に関する法律第3条第3項)等である場合に限定される。	b		平成15年に実施した借り手側のニーズ調査によれば、平成13年改正で新たに借主の範囲に加えられた中堅企業の利用状況が低調であり、さらに、地方公共団体に関してはコミットメントライン契約を利用したいとのニーズがほとんどないという結果であったため、こうしたニーズがその後変化し十分に見極めていく必要があると思われる。以上を踏まえ法務省及び金融庁としては、関係省庁とも連携をとりながら今後も引き続き拡大することの可否について検討を行う。		地域金融機関のメイン取引先がほぼコミットメントライン契約の対象外であることは、借り手側のニーズが希薄となっている一因と考えられる。また、中堅企業の利用状況が低調であるとの回答であるが、中小企業金融研究会報告書(中小企業庁)によれば、中小企業の利用ニーズもある。早期に結論を得ることを前提に具体的な検討のスケジュール(結論及び実施時期)を示されたい、	b		預金取扱金融機関を含む金融機関においては、コミットメントライン契約によって実質的に高金利が得られることから、借り手側の法的知識が不十分であることに果して、優越的な地位を濫用し、資金需要が必ずしも高くない借り手に、コミットメントライン契約を押し付けることによる弊害が発生する恐れがある。こうしたことを踏まえ、借り手のニーズや借主の範囲を拡大した場合の影響を慎重に見極めていく必要がある。現時点で検討のスケジュールを具体的に示すことは困難である。法務省及び金融庁としては、関係省庁とも連携をとりながら今後も引き続き検討を行う。	社団法人全国信用組合中央協会	5	A	コミットメントライン契約の適用対象企業の拡大	コミットメントライン契約(特定融資特約)の適用対象を拡大し、中小企業(資本金3億円以下等)、地方公共団体、独立行政法人、地方独立行政法人、地方公社等その範囲に含めること。	信用組合のメイン取引先が大部分が当該契約の対象外であるため、コミットメントライン契約(特定融資特約)の適用対象を拡大し、中小企業等の資金調達手段の多様化を図ることが必要であることから、中小企業(資本金3億円以下等)、地方公共団体、独立行政法人、地方独立行政法人、地方公社等その範囲に含めること。	特定融資特約に関する法律第2条	金融庁			
5031	5031012		G03	Z09001	金融庁、法務省	特定融資特約に関する法律第2条	コミットメントライン契約(特定融資特約)に係る手数料が利息制限法及び出資法上の「みなし利息」の適用除外となるのは、借主が、資本金が5億円以上又は負債総額が20億円以上の株式会社(会社法第2条第6号)、資本金が3億円を超える株式会社、特定目的会社(資産の流動化に関する法律第3条第3項)等である場合に限定される。	b		平成15年に実施した借り手側のニーズ調査によれば、平成13年改正で新たに借主の範囲に加えられた中堅企業の利用状況が低調であり、さらに、地方公共団体に関してはコミットメントライン契約を利用したいとのニーズがほとんどないという結果であったため、こうしたニーズがその後変化し十分に見極めていく必要があると思われる。以上を踏まえ法務省及び金融庁としては、関係省庁とも連携をとりながら今後も引き続き拡大することの可否について検討を行う。		規制改革・民間開放推進3か年計画(再改定)に従い平成18年度中の検討を行われると共に、要望主体からの以下の更なる意見も踏まえ、具体的なスケジュールを示されたい、	b		預金取扱金融機関を含む金融機関においては、コミットメントライン契約によって実質的に高金利が得られることから、借り手側の法的知識が不十分であることに果して、優越的な地位を濫用し、資金需要が必ずしも高くない借り手に、コミットメントライン契約を押し付けることによる弊害が発生する恐れがある。こうしたことを踏まえ、借り手のニーズや借主の範囲を拡大した場合の影響を慎重に見極めていく必要がある。現時点で検討のスケジュールを具体的に示すことは困難である。法務省及び金融庁としては、関係省庁とも連携をとりながら今後も引き続き検討を行う。	都銀懇話会	12	A	コミットメントラインの対象企業の拡大	・コミットメントライン契約(特定融資特約)に係る手数料が利息制限法及び出資法上の「みなし利息」の適用除外となる借主の対象を拡大し、中小企業や地方公共団体等に加え、以下のような借主を追加する。地方公共団体、独立行政法人、国立大学法人、学校法人、医療法人、共済組合、消費生活協同組合、市街地再開発組合、特別目的会社(証券取引法施行令第17条の2第2項第3号及び同条第3項に規定する有価証券を定める内閣府令に定める有価証券を発行する法人並びにそれに準ずる外国法人)	・コミットメントライン(特定融資特約)は、既に制度が導入されている大企業等のみならず、中小企業や地方公共団体等にとっても有益な資金調達手段、経済的安全保障という点の当初の趣旨は背棄できずとも、現行法下においては、借主の範囲に中小企業等を一併に排除していることは適切ではない。 ・また、地方公共団体、独立行政法人、国立大学法人等については、金融機関の優越的地位濫用は問題とならず、コミットメントライン契約を可能とすることによって、資金調達の多様化・安定化等に資する考えられる。	特定融資特約に関する法律第2条	金融庁、法務省			
5057	5057129		G03	Z09001	金融庁、法務省	特定融資特約に関する法律第2条	コミットメントライン契約(特定融資特約)に係る手数料が利息制限法及び出資法上の「みなし利息」の適用除外となるのは、借主が、資本金が5億円以上又は負債総額が20億円以上の株式会社(会社法第2条第6号)、資本金が3億円を超える株式会社、特定目的会社(資産の流動化に関する法律第3条第3項)等である場合に限定される。	b		平成15年に実施した借り手側のニーズ調査によれば、平成13年改正で新たに借主の範囲に加えられた中堅企業の利用状況が低調であり、さらに、地方公共団体に関してはコミットメントライン契約を利用したいとのニーズがほとんどないという結果であったため、こうしたニーズがその後変化し十分に見極めていく必要があると思われる。以上を踏まえ法務省及び金融庁としては、関係省庁とも連携をとりながら今後も引き続き拡大することの可否について検討を行う。		規制改革・民間開放推進3か年計画(再改定)に従い平成18年度中の検討が行われると、要望主体からの以下の更なる意見も踏まえ、具体的なスケジュールを示されたい、	b		預金取扱金融機関を含む金融機関においては、コミットメントライン契約によって実質的に高金利が得られることから、借り手側の法的知識が不十分であることに果して、優越的な地位を濫用し、資金需要が必ずしも高くない借り手に、コミットメントライン契約を押し付けることによる弊害が発生する恐れがある。こうしたことを踏まえ、借り手のニーズや借主の範囲を拡大した場合の影響を慎重に見極めていく必要がある。現時点で検討のスケジュールを具体的に示すことは困難である。法務省及び金融庁としては、関係省庁とも連携をとりながら今後も引き続き検討を行う。	(社)日本経済団体連合会	129	A	コミットメント契約の適用対象の拡大	コミットメントライン契約の適用対象を拡大し、中小企業、地方公共団体、地方公社等その範囲に含めるべきである。	コミットメントライン契約は、企業等の資金繰り安定化の観点から、極めて有効であるが、対象先が制限されていることにより、中小企業等の資金繰り安定化、効率的なニーズに対応できない。また、地方公共団体や独立行政法人、国立大学法人等については、金融機関の優越的地位の濫用が発生する等考えられず、コミットメントライン契約を適用することにより、資金調達の多様化・安定化を図ることが求められる。 「規制改革・民間開放推進3か年計画(再改定)」(2006年3月31日閣議決定)において、「中小企業(資本金3億円以下)に加え、地方公共団体、独立行政法人、学校法人、国立大学法人、医療法人、共済組合、消費生活協同組合、市街地再開発組合、特別目的会社にも拡大することにより、資金調達の多様化・安定化を図ることが求められる。」とされており、早期に結論を得て、所要の措置を講ずるべきである。	特定融資特約に関する法律第2条	法務省 金融庁	資本金3億円以下の中小企業、地方公共団体等にはコミットメントライン契約による融資が認められていない。		

要望管理番号	要望事項管理番号	分割補助番号	統合	管理コード	所管省庁等	該当法令	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	再検討要請	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	要望主体	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	制度的実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁等	その他(特記事項)
5053	5053010		G08	Z09002	金融庁、法務省		信託の受益者については、本人確認法政令第1条において「顧客等に準ずる者」として信託の取引の開始又は信託の受益者の指定、変更の際に本人確認することとされている。	C	いわゆる「ライツ・プラン」については、任意の有価証券管理信託契約のスキーム等の一として考案され、様々な仕組みがあり得ると考えられるものであり、例えば法的に定められているなど、制度的にマネーロンダリング等に用いられる可能性がない、とは言い切れず、受益者についての本人確認を適用除外とすることは、本人確認の実効性を確保する観点から困難であると考えられる。	要望者からの下記の更なる意見を踏まえ、改めて検討を行い、見解を示されたい。 ・信託型ライツ・プランは、信託財産たる新株予約権の発行会社に対する敵対的買収者が出現した際の一定時点において、当該発行会社の株主である者を受託者として特定し、当該受託者に対し信託財産たる新株予約権を交付することを目的としている。すなわち、信託型ライツ・プランにおいては、新株予約権が上場会社の株主(受益者)に対してその特殊比率に応じて機械的に無償で交付されることが予め株主総会の特別決議を経て決定されている。そのため、信託型ライツ・プランにおいては、典型的に、新株予約権を交付する側や受けられる側(受益者)における恣意が一切働かない。 ・マネーロンダリングにおいては、特定の者がその保有する資金を特定の者に対して移転する必要があるところ、信託型ライツ・プランにおいては、上記のとおり、発行会社が発行した新株予約権が株主(受益者)に特殊比率に応じて機械的に無償で割り当てられるだけであり、これを利用して特定の者から特定の者に対して資金の移動を行うことは典型的に不可能である。従って、斯かる仕組みを用いてマネーロンダリングが行われる蓋然性は無い。 ・また、本人確認法施行規則においては、例えば、退職給付信託、被用者の給与等から控除される金銭を信託金とする信託契約など、必ずしも法的制度に基づいたものではなくても、マネロンに使用される可能性がないと解される信託の受益者は、確認義務の適用除外とされている。すなわち、典型的にマネーロンダリングに用いられる恐れがないのであれば、法律によって当該商品の内容が確定されている必要はないはずである。信託型ライツ・プランにおける本人確認義務については、本人確認義務の制度	C	いわゆる「ライツ・プラン」においても、例えば株主(受益者)と敵対的買収者の関係如何によっては、受益者のコントロールが制度的に及ばないとは言い切れず、マネーロンダリング、テロ資金供与に利用される恐れがないとは言いえないとされることから、受益者についての本人確認を適用除外とすることは、本人確認の実効性を確保する観点から困難であると考えられる。	社団法人信託協会	10	A	信託型ライツ・プランに係る受益者の本人確認義務の緩和	・金融機関等による顧客等の本人確認等及び預金口座等の不正な利用の防止に関する法律 ・信託型ライツ・プランは、企業買収の局面において、買収者の買収提案や現経営陣の経営方針等について株主及び投資家にとって有益な情報提供を促し、企業価値向上に資する買収促進策であり、信託を活用することによってその実効性が高められる。 ・信託型ライツ・プランの商品特性として、できるだけ円滑かつ迅速に、敵対的買収者が買収された日以降の特定の日における株主を受益者として特定し、当該受託者に信託財産である有価証券(新株予約権)を交付することが要請されるが、その際の本人確認手続きは信託事務の遂行上極めて大きな負担となっている。 ・他方で、本人確認法施行後に開発された信託商品については、同法に基づき本人確認義務が課されている。 ・信託型ライツ・プランにおける受益者は、敵対的買収者が買収された日以降の特定の日における当該企業の株主名簿上の株主とすることが一般的であるが、受益者として確定した時点で同法第3条等に基づき本人確認手続きが必要となる。 ・敵対的買収防衛目的で導入する有価証券管理信託や金外信託等(いわゆる「信託型ライツ・プラン」)について、その円滑かつ迅速な信託事務の遂行を可能とするために、受益者に係る本人確認手続きを免除すること。	金融機関等による顧客等の本人確認等及び預金口座等の不正な利用の防止に関する法律第1条、同施行令第3条、同施行令第11条及び外国為替及び外国貿易法第22条の2、外国為替及び外国貿易法第22条の2等	金融庁、法務省					
5057	5057157		G08	Z09002	金融庁、法務省		信託の受益者については、本人確認法政令第1条において「顧客等に準ずる者」として信託の取引の開始又は信託の受益者の指定、変更の際に本人確認することとされている。	C	いわゆる「ライツ・プラン」については、任意の有価証券管理信託契約のスキーム等の一として考案され、様々な仕組みがあり得ると考えられるものであり、例えば法的に定められているなど、制度的にマネーロンダリング等に用いられる可能性がない、とは言い切れず、受益者についての本人確認を適用除外とすることは、本人確認の実効性を確保する観点から困難であると考えられる。	要望者からの下記の更なる意見を踏まえ、改めて検討を行い、見解を示されたい。 ・信託型ライツ・プランは、信託財産たる新株予約権の発行会社に対する敵対的買収者が出現した際の一定時点において、当該発行会社の株主である者を受託者として特定し、当該受託者に対し信託財産たる新株予約権を交付することを目的としている。すなわち、信託型ライツ・プランにおいては、新株予約権が上場会社の株主(受益者)に対してその特殊比率に応じて機械的に無償で交付されることが予め株主総会の特別決議を経て決定されている。そのため、信託型ライツ・プランにおいては、典型的に、新株予約権を交付する側や受けられる側(受益者)における恣意が一切働かない。 ・マネーロンダリングにおいては、特定の者がその保有する資金を特定の者に対して移転する必要があるところ、信託型ライツ・プランにおいては、上記のとおり、発行会社が発行した新株予約権が株主(受益者)に特殊比率に応じて機械的に無償で割り当てられるだけであり、これを利用して特定の者から特定の者に対して資金の移動を行うことは典型的に不可能である。従って、斯かる仕組みを用いてマネーロンダリングが行われる蓋然性は無い。 ・また、本人確認法施行規則においては、例えば、退職給付信託、被用者の給与等から控除される金銭を信託金とする信託契約など、必ずしも法的制度に基づいたものではなくても、マネロンに使用される可能性がないと解される信託の受益者は、確認義務の適用除外とされている。すなわち、典型的にマネーロンダリングに用いられる恐れがないのであれば、法律によって当該商品の内容が確定されている必要はないはずである。信託型ライツ・プランにおける本人確認義務については、本人確認義務の制度	C	いわゆる「ライツ・プラン」においても、例えば株主(受益者)と敵対的買収者の関係如何によっては、受益者のコントロールが制度的に及ばないとは言い切れず、マネーロンダリング、テロ資金供与に利用される恐れがないとは言いえないとされることから、受益者についての本人確認を適用除外とすることは、本人確認の実効性を確保する観点から困難であると考えられる。	(社)日本経済団体連合会	157	A	信託型ライツ・プランに係る受益者の本人確認義務の緩和(新規)	・信託型ライツ・プランは、企業買収の局面において、買収者の買収提案や現経営陣の経営方針等について株主及び投資家にとって有益な情報提供を促し、企業価値向上に資する買収促進策であり、信託を活用することによってその実効性が高められる。 ・信託型ライツ・プランの商品特性として、できるだけ円滑かつ迅速に、敵対的買収者が買収された日以降の特定の日における株主を受益者として特定し、当該受託者に信託財産である有価証券(新株予約権)を交付することが要請されるが、その際の本人確認手続きは信託事務の遂行上極めて大きな負担となっているため、発行体および株主に大きな利益が生じる可能性がある。 ・信託型ライツ・プランは、受益者が発行体である上場企業から新株予約権を授けられ、一定の条件が成就した場合に、その形を変え、多数の株主(受益者)を引き渡すこととされており、かつ当該の授受が行われない、このような信託は「モ」の信託に類似しているといえ、敵対的買収等の形態を利用したマネーロンダリングの可能性は存在しないと考えられる。	金融機関等による顧客等の本人確認等及び預金口座等の不正な利用の防止に関する法律第1条及び外国為替及び外国貿易法第22条の2等	金融庁、法務省					
5031	5031017		G09	Z09003	法務省		債権回収会社が取り扱うことのできる債権は、一定の限度内に限定される。「特定金銭債権」と定義されている。	b	引き続き、全国サービス協会等を通じてのサービス一社及び経済界からのサービス等の活動範囲に関するニーズを把握し、関係団体等と具体的な改正内容に係る意見の調整を行っているところである。	要望主体からの以下の更なる意見を踏まえ、検討の状況およびスケジュールにつき具体的に示されたい。 ・「規制改革、民間開放推進3か年計画(再改定)」(2006年3月31日閣議決定)においては、「債権管理回収業に関する特別措置法(サービサー法)」第2条に定める「特定金銭債権」の15号関係(ファクタリング債権関係)に、保証ファクタリング業務の保証履行債権を加えることにつき、2006年度中に検討することとされており、早急に結論を得て、措置することが求められる。	b	前回の回答のとおり、関係団体等と具体的な改正内容に係る意見の調整を行っているところであり、現段階で検討についての結論が出る時期につき、具体的に明らかにすることは困難である。	都銀懇話会	17	A	ファクタリング業務に係る規制緩和	・債権管理回収業に関する特別措置法(サービサー法)第2条に定める「特定金銭債権」の15号関係(ファクタリング債権関係)に、保証ファクタリング業務の保証履行債権を加える。	債権管理回収業に関する特別措置法第2条	法務省					
5057	5057131		G09	Z09003	法務省		債権回収会社が取り扱うことのできる債権は、一定の限度内に限定される。「特定金銭債権」と定義されている。	b	引き続き、全国サービス協会等を通じてのサービス一社及び経済界からのサービス等の活動範囲に関するニーズを把握し、関係団体等と具体的な改正内容に係る意見の調整を行っているところである。	要望主体からの以下要望理由も踏まえ、検討の状況およびスケジュールにつき具体的に示されたい。 ・「規制改革、民間開放推進3か年計画(再改定)」(2006年3月31日閣議決定)においては、「債権管理回収業に関する特別措置法(サービサー法)」第2条に定める「特定金銭債権」の15号関係(ファクタリング債権関係)に、保証ファクタリング業務の保証履行債権を加えることにつき、2006年度中に検討することとされており、早急に結論を得て、措置することが求められる。	b	前回の回答のとおり、関係団体等と具体的な改正内容に係る意見の調整を行っているところであり、現段階で検討についての結論が出る時期につき、具体的に明らかにすることは困難である。	(社)日本経済団体連合会	131	A	ファクタリング業務に係る規制緩和	サービサー法第2条に定める「特定金銭債権」の第15号関係(ファクタリング債権関係)に、保証ファクタリング業務の保証履行債権を追加すべきである。	債権管理回収業に関する特別措置法第2条	法務省					

要望管理番号	要望事項管理番号	分割補助番号	統合	管理コード	所管省庁等	該当法令	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	再検討要請	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	要望主体	要望事項番号	要望事項(事項名)	措置の概要(対応策)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁等	その他(特記事項)
5002	5002001			z09004	警察庁、法務省、外務省	出入国管理及び難民認定法 出入国管理 及難民認定法 第七条第一項第二号の規定に基づき別表第二の定住者の項の下欄に掲げる地位を定める件	日系人は、告示に基づき「定住者」の在留資格をもって在留することとされている。	C		外国人労働者問題関係省庁連絡会議において、「生活者としての外国人問題」が検討されているところであり、現に生じている問題が解消されない限り、受入れの拡大の検討は困難である。		99			シブグループ株式会社シブグループ(シブグループ)	1	A	日系4世への日系3世と同等の在留資格の付与	現在日系1世、2世、3世までを限定して定住者資格、ならびに就労の自由が与えられているが、4世についても3世と同等の地位を付与することを求める。	日本在住及び、新たに入国する日系4世に対し、日本語学校(日本語研修センター)での日本語教育の機会を与え、日本の労働力強化に資する為、民間企業による健全な受け入れが可能となる環境を整備する。	日系4世は、出入国管理及び難民認定法第7条、第一項の2の別表第2で、日系3世と同等の資格が付与されていないが、日本在住の一部の4世等(未成年時で3世の親との間で4世の人間)には実質的認められていると見做され、不公平である。従い、すべての日系4世に対し日系3世と同等の地位を付与することを強く求める。		入審法	法務省、外務省	在日の日系4世については、3世の間に帰化して来ている者が多く、帰化時期が両親の判断による場合がほとんどであり、すでに就労可能な年齢に達して来ているにもかかわらず、定住者資格及び就労の自由が明確に明記されていない。又、日本語教育についてもその年齢層によっては、生活に支障をきたすレベルであり、日本での健全な生活を営むことが困難となっている。
5011	5011001			z09005	総務省、法務省、財務省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省	司法書士法第3条第1項第1号、第2号、第5号、第7条第1項、第8条第1項、第3条第1項、第3号、第6号、第8条第1項、第3条	司法書士会に入会していない司法書士又は司法書士法人でない者は、登記又は供託に関する手続について代理することができない。なお、違反者には罰則が科される。	C	!	登記は、国民の権利に多大な影響を及ぼすものであり、この登記手続を代理するには、高度な法律知識及び専門的能力が要求されるので、資格者以外の者が当該業務を行うことは、国民の権利の保全及び登記業務等の適正な運営の観点から認められない。なお、商業・法人登記については、商業・法人登記業務の実態や国民のニーズを把握することが必要であり、関連府省と連携して、このような実態やニーズについて調査し、制度見直しについて検討することとしている。	要望者からの次の意見に対し回答願いたい。「法務省は「専門的能力・権利の保全・登記事務の適正な運営」というが、これは利用する国民側ではなく、提供する側の論理に過ぎない。利用者(国民)の利便と負担軽減という観点が決定的に欠如している。若手士業の存在意義は、専門的な知見を有していることであり、国民に良質なサービス(報酬額や処理日数の低減)を提供する資格は自らと国民から信頼を得ることができるが、それは資格者間の自由なサービス競争(付随業務の相互容認)と資格者自身の切迫課題によるべき事項であって、貴省や業界が生導するのではなく、国民自らの責任による選択に任せなければならない。登記手続等は登記の責任を国民からの本人申請が許容されている。高度な法律知識が要求されるという専門的能力を論ずるのなら、一般国民が行う本人申請も制限しなければならぬ。しかし、一般国民による本人申請が許容されている程度なのであるから、一般国民よりも法的素養があり、且つ守秘義務や前罰規定がある他の資格者が行う、主たる業務に付随した場合に限定した登記申請代理までも制限する合理的な理由は無い。従来、ただし、正当な業務に付随して行う場合を除く、とする除外規定があった。この規定は、拡大解釈を防ぐため、また正当な業務に付随して行う場合は、規定するまでもなく当然許されることであるとして削除された歴史的経緯があるが、現でこの「正当な業務に付随する場合」は、という解釈は有効である。当該協会の要望も、登記手続だけの単独受託や、複雑な登記手続までも他の資格者に開放せよとしているのではなく、あくまでも、他資格者が受託した正当な(主たる業務に付随する場合に限って)だけ、登記手続の許容を要請しているのだから、安心な登記手続	国民利便・負担軽減推進協議会	1	A	各士業間における業務制限(禁止)事項を相互に通知する措置の制定	登記申請業務を行うには、民法・商法等の民事実体法はもとより、登記手続関係法令及び通達等に関する高度な法律知識及び専門的能力が要求される。登記は、その種類等にかかわらず、国民の重要な財産である不動産の権利状況や権利関係、高取引上の重要事項に関して公示の機能を有し、国民の権利に多大な影響を及ぼすものであるから、これを業として代理して申請する以上、依頼者等の権利を不当に損なうようなことがあってはならず、また、登記業務を円滑適正に行うため、登記制度に対する信頼を維持する必要がある。このためには、登記を業として代理して行う者は上記の能力を有していることが担保されていることが不可欠である。この点、司法書士及び土地家屋調査士は、その資格の取得に幅広い法律分野及び専門的能力を問う試験が課されており、高度な法律知識及び専門的能力が要求される登記業務を扱う十分な適格性を有するといえるが、司法書士及び土地家屋調査士以外の各士業については、登記業務を代理して行うのに必要な能力が担保されているとはいえないことから、登記の申請代理を資格者以外の者に付するものは相当ではない。なお、商業・法人登記については、利便性の向上など国民にとって有益な制度改革を行うために、商業・法人登記の実態や国民のニーズを把握することが必要であり、関係府省と連携して、このような実態やニーズについて調査することとしている。	例えば、行政書士が許認可を受託した場合における、法人設立登記、事業目的変更登記等の司法書士業務を行う場合、司法書士がその登記手続に付随して、権利関係、事業目的変更等の行政書士業務を行う場合、税理士が関与している法人の変更登記等を行う場合、行政書士、社労士等が記帳会計や資金計算を行っている小規模法人の税務申告業務を行う場合、土地家屋調査士が、その報告に付随した権利登記を行う場合等、天々の資格者が、受託した業務に付随(密接)に付随する場合に限り、相互乗り入れを認めること。(この場合に必要と認められる専門的な知識は、各資格者の自己研修や研修により取得が可能であり、質の高い資格者は自然淘汰される。)	我が国に於ける資格制度の必要性は理解できるが、日本の士業(隣接法律専門職)制度はあまりにも業務範囲が細分化されているため、ある資格者に依頼しただけで、依頼案件の面でにおいて、著しい不便や余剰な費用を課している現状がある。また、各種の手続には、資格者よりも法的処理能力に劣る本人申請が認められているという事実が存在する。以上のことから、資格者間における業務の相互制限を緩和し、国民の利便と負担軽減のためのサービス競争を推進すべきである。(この場合に必要と認められる専門的な知識は、各資格者の自己研修や研修により取得が可能であり、質の高い資格者は自然淘汰される。)	弁理士法第75条、税理士法第52条、司法書士法第73条、土地家屋調査士法第65条、行政書士法第19条、社労士法第27条、海商代理士法第17条	経済産業省、法務省、財務省、厚生労働省、国土交通省					
5012	5012001			z09006	法務省	戸籍法第49条	出生届の届出期間は戸籍法第49条により子の出生した日から起算して14日以内と法定されている。	C		子の出生は権利義務の主体の発生であることから、可能な限り、速やかに戸籍に記載して明らかにする必要がある。かつ、国内における出生届は14日で十分に可能であるため認められない。			C		鳥取県倉吉市	1	A	出生届の届出期間延長について	戸籍法(昭和22年12月22日法律第224号)第49条(出生届)出生の届出は、14日以内(国外で出生があったときは3ヶ月以内)にこれをしなければならない。これを28日(4週間)に延長していただきたい。	「14日を過ぎた出生届は、戸籍法規則65条により所管裁判所に戸籍届出遅延通知をすることとなっているが、これが延長される。」「14日を延長することにより、産後の産立ちが負ければ夫婦関係や母の産後の体調を考慮し、出生届の届出は父が中心でその後は同居者、また届出日は余命のことも考慮しと里子が産後の届出が母が実情です。母が同様の権利行使するときは必要と考えます。	出生届出者は父または母、同居者。出生に立ち合った産婦、産婦、産婦、知人でも届出可能だが、出生届の届出は夫婦一様で、産後の産立ちが負ければ母に有利にしたいもの、14日間の届出期間中、母の産後の体調を考慮し、出生届の届出は父が中心でその後は同居者、また届出日は余命のことも考慮しと里子が産後の届出が母が実情です。母が同様の権利行使するときは必要と考えます。	戸籍法(昭和22年12月22日法律第224号)	法務省民事局		
5026	5026001			z09007	法務省	司法書士法第3条第1項第1号、第2号、第5号、第7条第1項、第3条第1項	司法書士会に入会していない司法書士又は司法書士法人でない者は、登記又は供託に関する手続について代理することができない。なお、違反者には罰則が科される。	C	!	登記は、国民の権利に多大な影響を及ぼすものであり、この登記手続を代理するには、高度な法律知識及び専門的能力が要求されるので、資格者以外の者が当該業務を行うことは、国民の権利の保全及び登記業務等の適正な運営の観点から認められない。	要望者からの次の意見に対し回答願いたい。「特許権、実用新案権、発明権、商標権の所有権移転に関する特許庁への登録申請手続については、近年の弁理士法第75条の改正により、相続を原因とするものに限らず、弁理士の独占業務から開放されたところである。一方で、所有権移転に関する不動産登記申請については、相続を原因とする所有権移転に限った開放であっても、一切認められない」と法務省は回答している。この点について、法務省の回答に合理的な理由は見当たらない。また、「登記手続を代理するには、高度な法律知識及び専門的能力が要求される」という回答であるが、これは添付書類を含む登記手続全般を念頭に置いた回答であって、相続を原因とする申請に限定するのであれば、遺産分割協議書の添付書類はすでに行政書士により適法に作成されているのであるから、行政書士に対する登記手続の研修により問題は解決できると考えられる。上記の2点については、法務局で認められない具体的な理由、および、研修で補完しないとする具体的な理由をそれぞれ示すべきである。なお、行政書士法第13条の2には、「行政書士は、その所屬する行政書士会及び日本行政書士会連合会が実施する研修を受け、その資質の向上を図るよう努めなければならない。」と定められており、すでに相続に関する研修については、組織的に行われているところである。」	個人	1	A	相続を原因とする不動産登記申請の行政書士への開放	不動産登記手続を代理して行うには、民法等の民事実体法はもとより、不動産登記法や不動産登記手続に関する高度な法律知識及び専門的能力が要求される。司法書士は、その資格の取得に幅広い法律分野における試験が課されており、高度な法律知識及び専門的能力が要求される登記業務を扱う十分な適格性を有するといえるが、行政書士については、遺産分割協議書の作成に携わっていること等をもって、これが満たされているとはいえないことから、不動産登記の申請代理を資格者以外の者に付するものは相当ではない。	司法書士法第3条により、法務局又は地方裁判所に提出する書類の作成と相続を原因とする所有権移転の不動産登記申請に限り、行政書士も業務の作成及び手続が入るよう、規制を緩和すべきである。	相続を原因とする所有権移転の不動産登記申請では、遺産分割協議書や特許受益者証明書等、申請に必要な付随書類は行政書士が作成しており、登記申請書の作成及び手続のみ、規制があるため本人申請又は本人が司法書士に依頼して、依頼者は、一度の業務として迅速かつ廉価を望む。依頼があるため、手続の煩雑さや負担を強いられている。登記申請書の作成及び手続を行政書士が行うようにすることで、依頼者たる国民は迅速かつ廉価なサービスを受用することが可能となり、利便性が向上する。なお、不動産登記は、国民の権利に重大な影響を及ぼすものであるが、行政書士により適法に遺産分割協議書等は作成されるため、実体法上の問題としては、権利に関して重大な影響を及ぼすものではないと見做される。この登記手続を代理するためには、高度な法律知識及び専門的能力が要求されるが、相続を原因とする所有権移転の不動産登記に関する手続の研修を行政書士に対して行うことで、国民の権利の保全及び登記業務等の適正な運営は守られる。	司法書士法第3条第1項第1号、第2号、第5号、第7条第1項、第3条第1項	法務省					

要望管理番号	要望事項管理番号	分割補助番号	統合	管理コード	所管省庁等	該当法令	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	再検討要請	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	要望主体	要望事項番号	要望事項(別) (規制改革/民間開放)	要望事項(事項名)	措置の概要(具体的要望内容)	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁等	その他(特記事項)
5026	5026002			z09008	法務省	弁護士法第72条第3号	弁護士又は弁護士でない者は、報酬を得る目的で他人の代理等の法律事件に関する法律事務を取り扱うことを業としてはならない。また、その違反者には刑罰が科される。	c	1	弁護士法第72条が非弁護士による法律事務取扱の禁止を定めているのは、厳格な資格要件が設けられ、かつ、その職務の誠実適正な遂行のための必要な規律を課すべきものとされるなど、法律専門家としての能力的・倫理的担保を図るための諸般の措置が講じられた弁護士が法律事務を独占すること、国民の法律生活の公正円滑な営みと法律秩序の維持のために必要とされたからである。行政書士については、上記のような法律専門家としての能力的・倫理的担保が図られていないから、示談交渉のような法律事件に関する法律事務行政書士に行わせることは、弁護士法第72条の趣旨に照らし、相当でない。	要望者からの次の意見に対し回答願いたい。「弁護士は示談交渉で終わらせざるも、訴訟になった方が儲かる職業である。それに対して、行政書士は訴訟になると儲からない職業である。したがって、行政書士に示談交渉を認めることで、訴訟とならずに済む件数は大幅的に増えたと考えられる。なお、行政書士会連合会は倫理規定を設けており、行政書士による犯罪の発生率が、弁護士よりも高いといったデータや、弁護士よりも凶悪な犯罪を犯しているといったデータは無い。行政書士に示談交渉をするための倫理的・倫理的担保を図るための諸般の措置を講じられた弁護士が法律事務を独占することが、国民の法律生活の公正円滑な営みと法律秩序の維持のために必要とされたからである。行政書士については、上記のような法律専門家としての能力的・倫理的担保が図られていないから、示談交渉のような法律事件に関する法律事務行政書士に行わせることは、弁護士法第72条の趣旨に照らし、相当でない。」	再検討要請	c	1	弁護士法第72条は、最高裁判決において示されているように、弁護士でない者が、自らの利益のため、みだりに他人の法律事務に介入すること業とする。当事者その他関係人の利益を損ね、法律生活の公正円滑な営みを妨げ、ひいては法律秩序を害することとなることから、これを防止するために設けられたものである。上記趣旨からすれば、厳格な資格要件が設けられ、かつ、その職務の誠実適正な遂行のための必要な規律を課すべきものとされ、法律専門家としての能力的・倫理的担保を図るための諸般の措置が講じられた弁護士が法律事務を独占することには、十分な合理性、必要性があると考えられる。既に事件性の発生している示談交渉において取り扱う法律事務は、その範囲が極めて多岐に渡り、かつ紛争の当事者その他関係人の利害に重大な影響を及ぼすものであり、幅広い法律分野に関する法律知識と専門的能力が必要とされる。したがって、このような法律事件の法律事務を担う者として、弁護士と同程度に、法律専門家として求められる能力や倫理が担保されていることが必要であり、このような能力や倫理の担保なく、弁護士以外の者に法律事件についての法律事務を行うことを認めることは、相当でない。必要な能力・倫理的担保は、当該対象者による犯罪発生率の程度によって判断される事項ではない。また、特区内のみにおいて弁護士法第72条の規制範囲を限定することは、国民の利益保護のために全国的な規制を目的とする同条の趣旨に反することになり、相当でない。	個人	2	A	示談交渉の行政書士への開放	弁護士法第72条により、示談交渉は弁護士の専管業務とされているが、行政書士も示談交渉が行えるよう、規制を緩和すべきである。	交通事故損害賠償額算定書の作成やカウンセリング、オフの通知、その他、和解的書等、示談交渉に必要な書類は行政書士が作成しており、示談交渉の代理のみ、規制があるため本人が交渉を行うか、又は本人が弁護士に依頼している。依頼者は、示談交渉の代理かつ調停委員も兼ねており、報酬があるため煩雑さと負担を強いられる。また、現案には、弁護士に依頼する費用よりも少額の案件も多数存在し、立寄り入りもしているケースも見られる。示談交渉の代理を行政書士も行うようにすることで、依頼者たる国民は迅速かつ廉価なサービスを受けやすくなる。利便性が向上すると、国民の権利をより守ることも出来るようになる。なお、示談交渉の代理、国民の権利に重大な影響を及ぼすものではないが、行政書士により適法に交通事故損害賠償額算定書等は作成されているため、権利に関して重大な影響を及ぼすものとは考えられない。また、弁護士法第72条は三代遺言を防ぐためのものであるが、行政書士を三代遺言として規制し、示談交渉の代理を弁護士に独占させることは、本来の弁護士法第72条の趣旨を逸脱しているものと考えられる。	弁護士法第72条	法務省		
5031	5031014			z09009	金融庁、法務省	民法第466条第2項	当事者が譲渡禁止の意思表示をした場合、指名債権の譲渡は禁止される。	-	1	法務省は、民事基本法を所管する立場から、信託業者等についての特例措置に関する所管府省による検討に協力を行う。	本件要望は、私人間における債権譲渡一についての見直しではなく、譲受人が信託業者等一定の免許業者の場合に限定した特別譲渡の検討を求めるところであるから、当該業者を所管する省庁において検討がされるものと承知しているが、その検討に対して必要な協力は行って参りたい。	要望主体からの以下の更なる意見も踏まえ、「措置の分類」について回答されるとも、検討スケジュールを示されたい。「措置の分類」の回答、並びに検討スケジュールの明示をお願いしたい。」	都議懇話会	14	A	債権流動化における債権譲渡禁止的対外的制限	・指名債権等の一定の種類は、かつ「信託法、又は「金融機関の信託業務の兼営等に関する法律、又は「信託業者に対する信託が譲り受ける場合、又は「特定目的会社及び証券付与法施行令第22条第2号及び同法第31条に規定する有価証券を定める内閣府令に定める有価証券を発行する法人並びにそれに準ずる外国の法人が譲り受ける場合、金融機関(を譲り受ける場合)に限り、譲渡禁止的対外的制限を要する。債権譲渡の対外的要件に関する民法の特例等に関する法律。を一部改正。」「民法第466条第2項の譲渡禁止的対外的制限に関する規定を盛り込む。(併せて、法律名を併せて)債権譲渡に関する民法の特例に関する法律に改める)	・そもそも民法第466条第2項の規定が設けられた当時は、原債権者を消滅不能取立てなどの権利行使から保護することが背景にあったと見られるが、譲受人を信託業者等一定の免許業者等に限定することにより、その目的は「一定種の免許業者等に限定すること」である。・現在の譲渡禁止的対外的制限は、原債権者に保護を与える手段としては過剰規制であり、逆に原債権者の譲渡権を妨げる要因となつており、譲渡が認められるべきである。一方で、譲渡禁止的対外的制限に差及び転付命令の対象と認められていると見られれば、より広く原債権者の資金調達のために活用されるべきである。・我が国の債権譲渡関連法制を国際的な趨勢に適合させることにより、我が国の債権流動化市場の拡大を図ることができ。	民法第466条第2項、債権譲渡の対外的要件に関する民法の特例に関する法律	金融庁、法務省					
5039	5039001			z09010	警察庁、法務省、財務省、文部科学省、厚生労働省	出入国管理及び難民認定法第20条、第21条、第22条	在留資格の変更及び在留期間の更新に足りる相当の理由があるときに限り、許可される。	c	1	外国人労働者問題関係府庁連絡会議等において、国内に合法的に在留する外国人に対し、社会保険加入、国税及び地方税の納入などの義務の履行、学齢期の子どもへの教育を行わせることと、これら外国人への日本語教育を強化する観点から、在留期間の更新時に居住地や社会保険への加入状況を含めた公的義務の履行状況を把握することのほか、被保険者に対する制度の周知や事業者に対する指導の強化等による社会保険加入の推進等を含む多くの方策について検討されていることであることから、本要望内容の実現の可否についてお示しできる段階ではない。	要望者からの以下の再意見を踏まえ、措置の分類、措置の内容、措置の概要(対応策)を再検討したい。平成18年7月31日に「規制改革・民間開放の推進」のための重点検討事項に関する中間答申が、規制改革・民間開放推進会議から発表された。この中に、在留資格の変更、及び在留期間の更新に係る要件の追加等が盛り込まれており、その内容は本要望とほぼ一致する。「本要望内容の実現の可否」についてお示しできる段階ではない。との二回答であるが、その後に公表された上記中間答申の内容を踏まえ、「措置の分類」を(「全国規模で対応不可」)から(「全国規模で検討」)に変更していただくことを希望する。	外国人居住都市市長 井上哲夫	1	A	在留資格の変更、在留期間の更新および永住者の在留資格への変更の際の在留管理の適正化	在留資格の変更又は在留期間の更新並びに「永住者」の在留資格への変更に当たっては、外国人が就労している場合、雇用・労働条件に法令違反がなく、社会保険に加入していること、国税及び地方税の滞りがないこと、学齢期の子どものいる場合その子どもが就学していること、在留資格によっては日本語能力の程度、などを審査項目に加え、それらの実施状況を正確に把握できる体制を整える。これらの実施が不十分又は法令違反がある場合、在留資格の変更又は在留期間の更新並びに「永住者」への在留資格への変更を保留し、市区町村や関係機関と連携して、その修正を図る。子どもの語学や日本語能力の程度を審査項目に加え、すでに日本に在留している外国人に、子どもの就学の機会や、本人の日本語学習機会を十分に提供するために、国の責務において必要な措置を早急に整える。	外国人居住都市市長 井上哲夫	1	A	在留資格の変更、在留期間の更新および永住者の在留資格への変更の際の在留管理の適正化	在留資格の変更又は在留期間の更新を受けようとする外国人は、法務大臣にこれを申請することができ、法務大臣は当該外国人の提出した文書に基づいて、在留資格の変更を適法と認めるときに理由があるときに限り、これを許可することができる。また、在留する外国人が、「永住者」の在留資格への変更(特別永住者を除く)を希望する場合、法務大臣は、審査が必要であること及び「独立の生活に足りる資産又は技能を有すること並びにその者の永住が日本の利益に資するに認めるときに限り、これを許可することができる。なお、審査が関係することとなることについては、関係の要件に照らして義務付けられている。	法務省出入国管理課、総務省自治行政課、自治体関係、厚生労働省労働基準局、厚生労働省年金局、厚生労働省健康保険局、文部科学省、財務省、自治法第10条			
5039	5039003			z09011	警察庁、法務省、外務省	なし	ブラジル連邦共和国との間に「犯罪人引渡条約、及び「代理処罰制度」について現在まで規定はされていない。	b	1	条約上の手当てを必要とするもの	ブラジル政府に対し、犯罪人引渡条約の締結を目指し、同時に、個別事件の訴追を実現することを目的とした日-ブラジル政府間協定の場を立ち上げることが提案済み、今後早期に協議を立ち上げられるよう、引き続きブラジル側の調整を行う。	要望者からの以下の再意見を踏まえ、措置の概要(対応策)について再検討いただきたい。「本要望に対する、政府における迅速な取り組みに感謝する。現在のブラジル連邦共和国政府との調整の進捗状況等について、現時点で明らかにできるものがあればお教えいただきたい。」	外国人居住都市市長 井上哲夫	3	A	ブラジル連邦共和国との犯罪人引渡条約の締結及び代理処罰制度の確立	日本国内で罪を犯し、ブラジル連邦共和国へ逃亡した犯罪者に対し、「犯罪人引渡条約」の締結による引渡しや司法共同による代理処罰など、日本国政府として適正な対応を講ずること。	警察庁長官官務課、法務省刑事課、外務省中務局	刑法第1条						



要望管理番号	要望事項管理番号	分割補助番号	統合	管理コード	所管省庁等	該当法令	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	再検討要請	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	要望主体	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	根拠法令等	制度的所管官庁等	その他(特記事項)	
5052	5052013	1		Z09016	金融庁、法務省	特定融資特約に関する法律第2条	コミットメントライン契約(特定融資特約)に係る手数料が利息制限法及び出資法の「みなし利息」の適用除外となるのは、借主が、資本金が5億円以上又は負債総額が30億円以上の株式会社(会社法第3条第4号)、資本金が3億円を超える株式会社、特定目的会社(資産の流動化に関する法律第3条第3項)等である場合に限定される。	b		プロジェクト・ファイナンスに關係すると主張する当事者が、常に保護を要しない高度な金融知識を有している保証はないが、一般的にプロジェクト・ファイナンスにおいては、当該規定の適用除外対象先である大会社又は資本金3億円を超える株式会社(自らの「プレスシート」から対象プロジェクトを区分するために便宜的に特別目的会社を設立し、借入人としている場合が多い。この場合、実質的な当事者は当該適用除外先である親会社となる。よって、例えば、「個人が特別目的会社であり、その議決権の過半数を、かかる適用除外先である親会社が有している場合に限り、等の限定条件をつけて、適用除外としていたきたい。資産流動化のための特定目的会社が適用除外とされているのも、同様の考え方にたつたことと考えられる。改めて見解を示すとともに、具体的な検討のスケジュール(結論及び実施時期)を示されたい。		b		御指摘のプロジェクト・ファイナンスに関するコミットメントライン契約の利用については、そのニーズを十分把握して見直しの可否を見極めていく必要がある。現時点で検討のスケジュールを具体的に示すことは困難である。	社団法人全国信用金庫協会・信金中央金庫	13	A	プロジェクト・ファイナンスに関する規制緩和等	右記同様	'特定融資特約に関する法律、に関する規制緩和について	特定融資特約に関する法律第2条	金融庁、法務省	
5052	5052013	2		Z09017	法務省	民法第362条、第364条、第467条	【 について】 普通預金口座に係る預金債権を担保の目的とすることについては、制度の現状として記したとおり、現行法上可能であり、これに対する民事上の規制が存在するわけではない。また、その対抗要件についても、設定当初に対抗要件を具備すれば設定後に残高が変動してもその効力が及ぶという考え方(要領内容に沿った考え方)が学説上一般的であり、これに対する有力な反対論があるとは承知していない。したがって、現時点において要望理由に記されているような立法措置を講ずるべき必要性は高くないと認識しており、引き続き、民事基本法を所管する立場から、判例・実務の動向を注視してまいりたい。	99	【 について】 将来発生する債権の譲渡の有効性に関する判例(最高裁判平成11年1月29日判決)は、契約内容が公序良俗に反するなどの特殊例外的な場合に限りて債権譲渡の効力を否定すべき旨を判示しており、その有効性を広く認めたいと評されている。この判例にいう公序良俗に反するか否かは、個別具体的な事案ごとに様々な事情を考慮して判断すべきものであり、これを立法措置によって一律に定めることは極めて困難である。また、あえて債権の発生すべき期間のみを基準とする有効性の要件を法定するとすれば、むしろ債権譲渡の効力を制限することになりかねないので、慎重な検討を要する。				社団法人全国信用金庫協会・信金中央金庫	13	A	プロジェクト・ファイナンスに関する規制緩和等	右記同様	流動性預金担保設定の適格性の明確化等について 将来債権譲渡担保の有効期間の明確化について	特定融資特約に関する法律第2条	金融庁、法務省	新規		
5057	5057023	1 1		Z09018	出入国管理及び難民認定法、出入国管理法第7条第1項第2号の基準を定める省令、出入国管理法第7条第1項第2号の基準を定める省令、技術実習制度に係る出入国管理上の取扱いに関する指針	研修及び技能実習の期間は併せて最長3年とされている。		c		研修・技能実習制度については、関係省庁とも連携して制度の見直しを行っていることとされているが、研修生・技能実習生の受入れを巡る問題が多発していることから、まずは現行制度の適正化を図ることが必要である。なお、再研修については、その要件を明確化するとともに、これまでに認められた事例の公表を行っているところである。		c		研修・技能実習制度の見直しについては、「規制改革・民間開放推進3か年計画(再改定)」等に定められた事項につき検討を行っているところであり、また、まずは、同制度の趣旨に則った運用の適正化を図っていくことが必要であることから、現時点において、お示しできるような段階ではない。	(社)日本経済団体連合会	23	A	外国人研修・技能実習制度の見直し - 1	-1再研修・再技能実習の創設 研修・実習期間が終了し一定レベル以上の技能を身につけた研修・技能実習生が、より高度な技能もしくは多職工として必要な関連技能を身につけ、出身国の技術レベル向上に貢献することができるようにするため、再研修・再技能実習の制度化もしくは技能実習期間の延長を図るべきである。	出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令 在留資格「研修」に関する法務省告示(平成26年8月17日法務省告示第246号) 技能実習制度に係る出入国管理上の取扱いに関する指針(平成26年4月5日法務省告示第141号) 技能実習制度の基本的枠組	出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令 在留資格「研修」に関する法務省告示(平成26年8月17日法務省告示第246号) 技能実習制度に係る出入国管理上の取扱いに関する指針(平成26年4月5日法務省告示第141号) 技能実習制度の基本的枠組	現行の研修・技能実習制度は、1年間の「研修(非業務研修及び業務研修)」、(生活実習として研修手当を支給)と2年間の「技能実習(労働の対価として賃金を支給)の最長3年間で構成され、技能実習の対象となる62職種114作業に限定されている。また、受け入れ人数は当該受け入れ企業の常勤従業員数の5%以内(中小企業特例あり)となっており、技能実習終了後の就労は認められていない。	
5057	5057023	1 2		Z09019	出入国管理及び難民認定法、出入国管理法第7条第1項第2号の基準を定める省令、技術実習制度に係る出入国管理上の取扱いに関する指針	在留資格「研修」の在留期間は、最長1年とされている。		c		研修・技能実習制度については、関係省庁とも連携して制度の見直しを行っていることとされているが、研修生の受入れを巡る問題が多発していることから、まずは現行制度の適正化を図ることが必要であるとする。			c		研修・技能実習制度の見直しについては、「規制改革・民間開放推進3か年計画(再改定)」等に定められた事項につき検討を行っているところであり、また、まずは、同制度の趣旨に則った運用の適正化を図っていくことが必要であることから、現時点において、お示しできるような段階ではない。	(社)日本経済団体連合会	23	A	外国人研修・技能実習制度の見直し - 2	-2技能実習期間の延長 研修・実習期間が終了し一定レベル以上の技能を身につけた研修・技能実習生が、より高度な技能もしくは多職工として必要な関連技能を身につけ、出身国の技術レベル向上に貢献することができるようにするため、再研修・再技能実習の制度化もしくは技能実習期間の延長を図るべきである。	出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令 在留資格「研修」に関する法務省告示(平成26年8月17日法務省告示第246号) 技能実習制度に係る出入国管理上の取扱いに関する指針(平成26年4月5日法務省告示第141号) 技能実習制度の基本的枠組	出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令 在留資格「研修」に関する法務省告示(平成26年8月17日法務省告示第246号) 技能実習制度に係る出入国管理上の取扱いに関する指針(平成26年4月5日法務省告示第141号) 技能実習制度の基本的枠組	現行の研修・技能実習制度は、1年間の「研修(非業務研修及び業務研修)」、(生活実習として研修手当を支給)と2年間の「技能実習(労働の対価として賃金を支給)の最長3年間で構成され、技能実習の対象となる62職種114作業に限定されている。また、受け入れ人数は当該受け入れ企業の常勤従業員数の5%以内(中小企業特例あり)となっており、技能実習終了後の就労は認められていない。

要望管理番号	要望事項管理番号	分割補助番号	統合	管理コード	所管省庁等	該当法令	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	再検討要請	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	要望主体	要望事項番号	要望事項別(規制改革/民間開放)	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁等	その他(特記事項)
5057	5057023	2		z09020	警察庁、法務省	出入国管理及び難民認定法、出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令、技術実習制度に係る出入国管理上の取扱いに関する指針	研修・技術実習の期間は併せて最長3年とされている。	C		研修・技術実習制度は、事前に提出する研修計画に基づき一定の期間行われる研修により修得した技術・技能等の評価を行い、一定の水準に達している等の要件を満たした場合、はじめて、技能実習に移行することが可能となるものあり。単に研修期間を短縮することはできない。また、我が国への入国前の技術・技能等のレベルをどのように評価するのか、その詳細も不明である。			C		研修・技術実習制度の見直しについては、検討を行っているところであり、また、まずは、同制度の趣旨に則った運用の適正化を図っていくことが必要であることから、本要望内容の実現の可否についてお示しできる段階ではない。	(社)日本経済団体連合会	23	A	外国人研修・技術実習制度の見直し	研修期間の短縮 技能実習を前提として来日する場合、来日前に一定レベルの技能や日本語能力を身につけていれば、研修期間を短縮し、技能実習期間を長(する)例えば研修半年、実務研修(2年)など、制度に柔軟性を持たせるべきである。			出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令 在留資格「研修」に係る基準省令に関する法務省告示(平成26年8月17日法務省告示第246号) 技術実習制度に係る出入国管理上の取扱いに関する指針(平成25年4月5日法務省告示第141号) 技能実習制度の基本的枠組	法務省入国管理庁 厚生労働省 能力開発局 ほか	現行の研修・技術実習制度は、1年間の「研修(非実務研修及び実務研修)」「生活実費として研修手当を支給」と2年間の「技能実習(労働の対価として資金を支給)」の最長3年間で構成される。技能実習の対象職種は、技能実習の対象となる62職種(144作業に限定されている。また、受け入れ人数は当該受け入れ企業の常勤従業員数の5%以内(中小企業特別あり)となっており、技能実習終了後の就労は認められていない。
5057	5057023	3		z09021	警察庁、法務省、厚生労働省	出入国管理及び難民認定法、出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令、技術実習制度に係る出入国管理上の取扱いに関する指針	研修・技術実習制度は、技術等の開発・向上等への転移を促し、開発上・国等の経済発展を担う人づくりに協力することを目的としている。	C		研修・技術実習制度は、我が国において修得した技術等を本国で生かすという技能移転を目的とした制度であり、研修・技術実習生に対してそのまま就労することを認めることは、当該制度の趣旨にも反するものである。また、高度な技能等を修得したことをどのように評価・判断するのかについても不明である。			C		研修・技術実習制度の見直しについては、検討を行っているところであり、また、まずは、同制度の趣旨に則った運用の適正化を図っていくことが必要であることから、本要望内容の実現の可否についてお示しできる段階ではない。	(社)日本経済団体連合会	23	A	外国人研修・技術実習制度の見直し	受入企業・技術実習生双方のニーズに基づく在留資格の変更 研修・技術実習生の中には、研修・技術実習で得た技能を出身国において活かすのみならず、将来的にわが国経済社会の発展にも貢献したいと希望する者もいる。一方、受入企業側にも、技能伝承の担い手として研修・技術実習生の引き続きの存在を希望するところも少なくない。そこで、わが国の産業競争力や国民生活、地域経済の維持・強化に必要な分野で、特に高度な技能等を修得した研修・技術実習生については、専門的・技術的分野の人材としてわが国において就労を認めらるることにつき、検討を進めるべきである。			出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令 在留資格「研修」に係る基準省令に関する法務省告示(平成26年8月17日法務省告示第246号) 技術実習制度に係る出入国管理上の取扱いに関する指針(平成25年4月5日法務省告示第141号) 技能実習制度の基本的枠組	法務省入国管理庁 厚生労働省 能力開発局 ほか	現行の研修・技術実習制度は、1年間の「研修(非実務研修及び実務研修)」「生活実費として研修手当を支給」と2年間の「技能実習(労働の対価として資金を支給)」の最長3年間で構成される。技能実習の対象職種は、技能実習の対象となる62職種(144作業に限定されている。また、受け入れ人数は当該受け入れ企業の常勤従業員数の5%以内(中小企業特別あり)となっており、技能実習終了後の就労は認められていない。
5057	5057023	4		z09022	警察庁、法務省	出入国管理及び難民認定法、出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令	受入れ機関に受け入れられる研修生の人数は、受入れ機関の常勤の職員の総数によって、省令上規定されている。	C		研修制度については、関係省庁とも連携して受入れの人数は、受入れ機関の常勤の職員の総数によって、省令上規定されている。併せて、現行制度の適正化を図ることが必要とされているが、研修生の受入れを巡る問題が多発していることから、まずは現行制度の適正化を図ることが必要である。			C		研修・技術実習制度の見直しについては、「規制改革・民間開放推進3か年計画(再改定)」等に定められた事項につき検討を行っているところであり、また、まずは、同制度の趣旨に則った運用の適正化を図っていくことが必要であることから、現時点において、お示しできるような段階ではない。	(社)日本経済団体連合会	23	A	外国人研修・技術実習制度の見直し	受け入れ枠の拡大 一定の要件(企業単独型での受け入れ、過去数年にわたり不正行為等なく適正な運営を行っている企業の受け入れなど)のもと、受け入れ人数を緩和・拡大すべきである。			出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令 在留資格「研修」に係る基準省令に関する法務省告示(平成26年8月17日法務省告示第246号) 技術実習制度に係る出入国管理上の取扱いに関する指針(平成25年4月5日法務省告示第141号) 技能実習制度の基本的枠組	法務省入国管理庁 厚生労働省 能力開発局 ほか	現行の研修・技術実習制度は、1年間の「研修(非実務研修及び実務研修)」「生活実費として研修手当を支給」と2年間の「技能実習(労働の対価として資金を支給)」の最長3年間で構成される。技能実習の対象職種は、技能実習の対象となる62職種(144作業に限定されている。また、受け入れ人数は当該受け入れ企業の常勤従業員数の5%以内(中小企業特別あり)となっており、技能実習終了後の就労は認められていない。
5057	5057023	5		z09023	警察庁、法務省、厚生労働省	出入国管理及び難民認定法、出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令	技術実習の対象職種は、62職種114作業となっている。	d		技術実習の対象職種については、公的評価制度に基づき客観的に評価できるものであって、かつ、送出し国のニーズに合致するものであることが必要である。したがって、技能実習制度が整備されるか、又は評価制度が整備され、国際研修協力機構の認定を受ければ対象職種とすることは可能である。		99			技術実習対象職種の見直し・拡大 技術実習対象職種は、現在、その大半が製造業に係る職種であるが、サービス業を含め製造業に同等の高いニーズがあり、わが国において優れた知見・技術が蓄積されている分野等(例えばチェーン展開されている各種サービス事業等)について、必要に応じて公的評価制度のあり方を見直し、対象職種を拡大すべきである。	(社)日本経済団体連合会	23	A	外国人研修・技術実習制度の見直し	技術実習対象職種の見直し・拡大 技術実習対象職種は、現在、その大半が製造業に係る職種であるが、サービス業を含め製造業に同等の高いニーズがあり、わが国において優れた知見・技術が蓄積されている分野等(例えばチェーン展開されている各種サービス事業等)について、必要に応じて公的評価制度のあり方を見直し、対象職種を拡大すべきである。			出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令 在留資格「研修」に係る基準省令に関する法務省告示(平成26年8月17日法務省告示第246号) 技術実習制度に係る出入国管理上の取扱いに関する指針(平成25年4月5日法務省告示第141号) 技能実習制度の基本的枠組	法務省入国管理庁 厚生労働省 能力開発局 ほか	現行の研修・技術実習制度は、1年間の「研修(非実務研修及び実務研修)」「生活実費として研修手当を支給」と2年間の「技能実習(労働の対価として資金を支給)」の最長3年間で構成される。技能実習の対象職種は、技能実習の対象となる62職種(144作業に限定されている。また、受け入れ人数は当該受け入れ企業の常勤従業員数の5%以内(中小企業特別あり)となっており、技能実習終了後の就労は認められていない。





全国規制改革及び民間開放要望書(2006あじさい)

要望管理番号	要望事項管理番号	分割補助番号	統合	管理コード	所管省庁等	該当法令	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	再検討要請	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	要望主体	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁等	その他(特記事項)	
5057	5057090			Z09028	内閣官庁、警察庁、法務省、厚生労働省、国土交通省	テロの未然防止に関する行動計画(平成16年12月10日国際組織犯罪等・国際テロ対策推進本部決定)・旅館業法施行規則(昭和23年厚生労働省令第28号)第4条の2・旅館業法施行規則の一部を改正する省令の施行について(平成17年2月9日付け発布第0209001号)厚生労働省健康局長通達	旅館業の経営者は、宿泊者が国内に住所を有しない外国人である場合には、その者の国籍及び旅券番号を宿泊者名簿に記載しなければならない。 氏名及び旅券番号等を宿泊者名簿に記載する際は、当該宿泊者に対し、旅券の提示を求めるとともに、その写しを宿泊者名簿とともに保存することとする。	C		外国人宿泊者に係る旅券の写しの保存の指導については、「テロの未然防止に関する行動計画(平成16年12月10日国際組織犯罪等・国際テロ対策推進本部決定)」を踏まえ、外国人宿泊者に係る宿泊者名簿の記載事項の正確性を担保することによって関係行政機関による外国人テロリストに関する正確かつ迅速な情報収集や追跡調査等に支障を来さないようにすることを目的として措置したものであり、テロに対する国民の安全等を確保するための施策の一つとして、その必要が高まるとから、これを廃止することは困難である。		C	外国人団体ツアーの場合であれば、国籍や旅券番号等を記載したリストを除館・ホテルが旅行会社から入手することで、宿泊者名簿の記載事項の正確性を担保することができると考えられる。外国人団体ツアーの理由であれば、国籍や旅券番号等を記載したリストを除館・ホテルが旅行会社から入手することで、宿泊者名簿の記載事項の正確性を担保して関係行政機関による外国人テロリストに対する正確かつ迅速な情報収集や追跡調査等に支障を来さないようにすることができると考えられる。	(社)日本経済団体連合会	90	A	旅館・ホテルにおける外国人宿泊者の旅券写しの取得・保存の現況[新規]	外国人宿泊者に係る旅券の写しの取得・保存を省略できるようにすべきである。			テロの未然防止に関する行動計画(平成16年12月10日国際組織犯罪等・国際テロ対策推進本部決定)・旅館業法施行規則(昭和23年厚生労働省令第28号)第4条の2・旅館業法施行規則の一部を改正する省令の施行について(平成17年2月9日付け発布第0209001号)厚生労働省健康局長通達	「テロの未然防止に関する行動計画(平成16年12月10日国際組織犯罪等・国際テロ対策推進本部決定)」に基づき、旅館業法施行規則(昭和23年厚生労働省令第28号)第4条の2・旅館業法施行規則の一部を改正する省令の施行について(平成17年2月9日付け発布第0209001号)厚生労働省健康局長通達		厚生労働省健康局長通達	
5057	5057139			Z09029	全官庁	法務省が民間機関と締結する物品の購入や賃貸借の契約については、債権譲渡禁止特約の条項が盛り込まれている。ただし、信用保証協会及び金融機関に対する売却債権の譲渡については解除されている。		B		債権譲渡禁止特約の解除の対象となる契約の拡大(リース契約等)及び譲渡対象者の拡大(特定目的会社等)については、実施の可否を引き続き検討することとし、各府庁の統一した対応については、前向きに検討したい。		B	債権譲渡禁止特約の解除の対象となる契約の拡大(リース契約等)及び譲渡対象者の拡大(特定目的会社等)については、そのリスクを考慮しつつ、平成18年度中の実施を目的に検討を進める。なお、全府庁の統一した対応については、前向きに検討したい。	(社)日本経済団体連合会	139	A	債権譲渡禁止特約の解除の状況	各府庁・地方公共団体向け金銭債権の証券化の促進を促進する上で、債権譲渡禁止特約の存在が障壁となっている。債権譲渡禁止特約の撤廃に向けて、各府庁・地方自治体が共通ルールの下で着実に取り組むことが求められる。			債権譲渡禁止特約の撤廃に向けた取組	国の債権及び地方公共団体向け金銭債権については、譲渡禁止特約が付されていることが多く、当該金銭債権の証券化等を行うことができない。近年、一部の府庁においては、事前承認を得ることにより譲渡を認め、特定の譲渡先については債権譲渡禁止条項適用の例外とする等、企業における債権譲渡を促した度合いは異なるが、依然として府庁による対応のバラツキ、事前承認手続きの煩雑さ、不透明さ等の問題が残されている。	全官庁、地方公共団体		
5057	5057156			Z09030	金融庁、法務省	社債等の振替に関する法律129条	法令の規定により担保若しくは保証として、又は公職選挙法の規定による振替に代わって振替を託しているが、その他の理由に基づいて振替を託することを想定した規定は存在しない。	C		弁済供託は、物の引渡義務等を行う者がその保証コストから早期に解放される方法を認めるためのものであるから、民法上、弁済供託の対象は弁済の「目的物(動産・不動産)」に限られており(民法494条)、振替社債のような債権そのものについての弁済供託は、債権については債務者側に保証コストが生じないから、民法上も認められていない。したがって、振替社債等の弁済供託の制度を設けることは、債権のうち振替社債等については民法上の供託の特例を設けることを意味するが、なぜ他の種類の債権では認められないものを振替社債等についてのみ認められるのかについての合理的な説明は困難であると考えられる。 また、社債等振替法においては、口産管理機関は、振替の申請がない限り振替を行うことはできない(社債等の振替に関する法律の参考資料)から、相続人からの振替申請がない限り、被相続人の口産に記録された振替社債の振替をすることはできない。そのため、仮に弁済の供託制度を設けても、口産管理機関は、相続人からの振替申請がなければ当該制度を利用することはできないから、当該制度を設けても結局振替者の意向する目的の達成にはつながらないものと考えられる。 逆にいえば、口産管理機関は、相続人全員の振替の申請があるまで、被相続人名義の口産に記録された振替社債等について特定の処理を行う必要がないこととなるから、口産管理機関が、相続人名義の口産に当該振替社債等の振替を行わなかったことを理由に責任を問われる事態は発生し得ないものと思われるため、その意味でも弁済供託の制度を新設する必要は低いと考えられる。 以上に述べた理由から、振替社債等について、弁済供託の制度を認めることは、またその必要		C	振替社債等及び振替株式制度においては「目的」が存在せず、その「保管」は必要なくとも、簿簿への記載による受け渡しや残高管理に係る事務負担は発生する。当該振替を軽減する観点より、振替社債等及び振替株式を弁済供託上の供託物として認める一方で、平成21年度までに実施される株券かつ口産管理(株券パーパス化)の影響も踏まえつつ、措置の分類、対応策につき再検討いただきたい。	(社)日本経済団体連合会	156	A	振替社債等の供託制度の整理[新規]	振替社債等について、弁済の場合でも供託が認められるよう、規定を整備すべきである。また、振替株式についての規定を整備すべきである。			振替社債等の供託については、担保もしくは保証、または公職選挙法の規定による振替に代わって振替を託しているが、その他の理由に基づいて振替を託している場合があるものの、弁済供託については、規定が整備されていないため、振替社債等について供託が認められない。	社債等の振替に関する法律第129条	法務省、金融庁		
5057	5057193			Z09031	出入国管理及び難民認定法、出入国管理及び難民認定法第119条第1項第2号の基準を定める省令	出入国管理及び難民認定法第119条第1項第2号の基準を定める省令	未だ日比EPAの下での枠組を構築中であるところ、これが未だ実施されていない段階において介護に係る在留資格の創設等を行うことは困難である。まずは、日比EPAの大幅な改善を促して、その実施状況を踏まえつつ、慎重に検討を行っていく必要がある。	C		「外国人労働者問題に関するプロジェクトチーム」による「外国人労働者を雇う方へのとりまとめ」(平成16年5月)において、介護福祉士等の高度技能者等の受入れについては既に検討を重ねることが進められたことを踏まえ、措置の分類をc(全国規模で対応不可)からb(全国規模で検討)へと変更することにつき再検討願いたい。(要望者再意見)		C	「少子高齢化が一層進展する一方で、日本人介護福祉士の離職率の高さにより、要介護者の十分なケアがなされない実態が深刻化する状況下、わが国の介護福祉士国家資格を創設した外国人については、専門的・技術的分野に該当する労働者とみなす。しかしながら、今後の回答は、業務独占資格が名称独占資格という資格の種類のみを譲渡に、名称独占資格たる介護福祉士は専門的・技術的分野として構造的に受け入れられるべき分野には該当しない」と断っている。加えて、日本人介護労働者と競合するなどの悪影響を及ぼすおそれがあることが、こうした現状認識は、日本経団連がこれまで介護事業者等から聴取してきた人材供給不足を訴える切実な声と相容れない。所管官庁は、従って意見を踏まえて、定量的なデータに裏打ちされた介護労働市場の今後の動態シミュレーションを提示した上で、将来のわが国介護福祉士が現状のままで持続可能か否か、行政の責任において明示すべきである。量・質ともにコントロールされた介護人材を外国から受け入れることは、高齢社会への現実的な対応のみならず、在宅介護から解放される女性の就業機会を拡大し、わが国経済社会の活性化に寄与す	(社)日本経済団体連合会	193	A	外国人の介護分野での在留資格の整備	介護は、少子・高齢化が進む中、将来的に労働力不足が深刻化する分野であり、わが国の介護サービス分野での就労を認めるべきである。同時に、わが国の介護分野の労働力の確保を確保するためには、外国人の介護サービスの確保を確保することを目指す必要がある。介護分野の労働力の確保を確保するためには、外国人の介護サービスの確保を確保することを目指す必要がある。介護分野の労働力の確保を確保するためには、外国人の介護サービスの確保を確保することを目指す必要がある。			介護は、少子・高齢化が進む中、将来的に労働力不足が深刻化する分野であり、わが国の介護サービス分野での就労を認めるべきである。同時に、わが国の介護分野の労働力の確保を確保するためには、外国人の介護サービスの確保を確保することを目指す必要がある。介護分野の労働力の確保を確保するためには、外国人の介護サービスの確保を確保することを目指す必要がある。	出入国管理及び難民認定法第119条第1項第2号の基準を定める省令、社会福祉士及び介護福祉士法、介護保険法	厚生労働省、出入国管理庁、法務省		

全国規制改革及び民間開放要望書(2006あじさい)

要望管理番号	要望事項管理番号	分割補助番号	統合	管理コード	所管省庁等	該当法令	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	再検討要請	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	要望主体	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁等	その他(特記事項)
5057	5057194			z09032	内閣官庁、警察庁、法務省	出入国管理及び難民認定法第2条の2、別表第一	在留資格「人文知識・国際業務」、「技術」、「投資・経営」については、在留期間は最長3年となっている。	b		一定の研究者やIT技術者については、所屬先に一定の条件を付した上で在留期間の上限を5年に引き上げる措置を取ったことである。なお、異なる高度人材にかかる在留期間の伸長については、在留期間を伸長しても在留管理を適切に行い得る仕組みの構築について、現在、内閣官庁設置された「在留管理に関するワーキングチーム」において検討を行っているところであり、この結果を踏まえて、検討していく必要がある。			b	規制改革・民間開放推進3か年計画(再改定)に基づき、「在留管理に関するワーキングチーム」等において入国後にチェックする仕組みの検討を行っているところであり、この検討結果を踏まえ、高度な技術や知識を有する高度人材の範囲及び当該高度人材の在留期間の伸長について検討していく必要がある。	(社)日本経済団体連合会	194	A	「高度人材」に対する在留期間の長期化	わが国経済社会の様々な分野で活躍する(あるいは活躍が期待されている)高度人材の受け入れをより一層促進するため、わが国で長期的かつ安定的に就労することを望む高度人材にとって重要視となっている最長3年の在留期間について、例えば在留資格「人文知識・国際業務」、「技術」、「投資・経営」等、広く専門性が高く(不法滞在を少ない分野の人材については、その他一般の専門的・技術的分野の外国人労働者を食った在留外国人のチェック体制の強化に関する議論)検討を先行させ、在留期間を5年に伸長する必要がある。	出入国管理及び難民認定法では、現在、一度の許可で与えられる在留期間は、「外交」、「公用」及び「永住者」を除き最長3年となっている。 第三次出入国管理基本計画(2005年3月29日策定)では、専門的・技術的分野の外国人の中でも「高度人材」をより積極的に受け入れる姿勢を示し、経済・文化等様々な面で我が国に貢献している高度人材に対しては、1回の許可でより長期間の在留期間を決定することとし、安定的に我が国で活動しやすい方を奨励する必要性を指摘されている。として、在留期間を伸長しても不法就労等の問題が発生させない仕組みを確立することを前提に、高度人材の在留期間の伸長を図っている。また、併せて高度人材に必要でない専門的・技術的分野の在留資格に係る在留期間の伸長についても検討していく、としている。 また、2006年3月31日に閣議決定された規制改革・民間開放推進3か年計画(再改定)においても、高度人材の移入に資する在留期間の見直しについて、「中略」高度人材については、「外国に移動先となる要件を設けるなどの措置を講じた上で、(※)在留期間の上限を5年程度に引き上げる措置を講ずる」とある。	出入国管理及び難民認定法第2条の2、第3項 出入国管理及び難民認定法施行規則別表第2	法務省 出入国管理課		
5057	5057195			z09033	警察庁、法務省、厚生労働省	出入国管理及び難民認定法第2条の2、別表第一	在留資格「技能」は、産業上の特長分野に属する熟練した技能を要する業務に従事する活動とされている。 在留資格「企業内転勤」を要する者が行う活動は、在留活動「技術」又は「人文知識・国際業務」の活動とされている。	c		在留資格「技能」は、産業上の特長分野に属する熟練した技能を要する業務に従事する活動であり、「企業内転勤」の在留資格をもって行う自然科学分野や人文・社会科学分野における知識等を要する活動とはその性質を異にするものであることから、「企業内転勤」の活動に、「技能」の活動を含めることは困難である。			c	現在では専門的・技術的分野に該当すると評価されていない分野の外国人労働者の受け入れについては、関係府庁大臣のプロジェクトチームによる「外国人労働者の受け入れを巡る考え方」とりまとめ等を踏まえ、我が国の産業及び治安等の国民生活に与える影響、社会的コスト等を十分に勘案し、関係府庁と連携して慎重に検討を行っていく必要がある。	(社)日本経済団体連合会	195	A	専門的・技術的分野の外国人労働者の範囲の見直し	現在、専門的・技術的分野に該当すると評価されない分野の外国人労働者の受け入れについては、既に結論を先送りすることのないよう、期間を明確化した上で可及的速やかに検討を進めるべきである。 当面、例えば「技能」の在留資格に認められる活動として、入管法別表第12に定められている「産業上の特長分野」に関する熟練した技能を要する業務に従事する活動をより柔軟に解釈して基準命令を見直し、わが国の産業競争力、地域経済、ならびに国民生活の維持・強化の観点から必要な外国人受け入れを推進すべきである。具体的には、高校卒業またはこれに同等程度の中等教育を受けたこと(例えば、技能検定若しくは厚生労働大臣が認定する企業の社内検定など)について、その定義・範囲が不明確に指摘されているが、理解しにくい、日本経済団体の要望は、産業上、特殊な分野に属する熟練した技能を要する業務に従事する活動を柔軟に解釈し、一定以上の日本語能力や技能を有する外国人を受け入れることにより、わが国の産業競争力、地域経済、ならびに国民生活の維持・強化を目指すものである。 折しも、自民党・外国人労働者等特別委員会方針(7月18日)や、規制改革・民間開放の推進のための重点検討事項に関する中間報告(7月31日)においては、専門的・技術的分野の外国人労働者の範囲・要件の見直しについて提言されているところである。所管官庁は、こうした政府・与党・経済界の広範な意見・要望を踏まえつつ、政府横断的な取り組み体制を整備し、現在専門的・技術的分野に該当すると評価されていない分野に係る外国人労働者の受け入れについて慎重に検討していく、としている。	出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令	法務省 出入国管理課			
5057	5057207			z09034	法務省	弁護士法第72条、第77条第3号、民事訴訟法第54条第1項	弁護士又は弁護士でない者は、報酬を得る目的で他人の法律事件に関する法律事務を取り扱うことを業としてしてはならない。また、その違反者には罰金科料される。 「原則として弁護士でなければ訴訟代理人となることができない。」	c	l	企業グループ内における有償での法務サービスの提供について、弁護士法第72条は現在においても合理性・妥当性を有する規定と考えている。権衡裁判断の指摘する内容も現在でも妥当だと考えている。 グループ企業であっても法人格は別であるから、グループ企業間での法律事務の取扱いであっても同条の規制対象となる。 グループ企業間の法律事務の取扱いについて同条の規制対象外とした場合、グループ企業間関係を作り出すれば他者の法律事務を取り扱うことが許容されることになる(例えば、反社会的勢力がある企業の業務整理に介入して債権者と交渉する場合において、そのまま行う場合は関係違反となるのに、当該企業の議決権の相当部分を無償あるいは低廉な額で取得し、親子関係やグループ関係を作出した上で行う場合は関係違反にならないことになる)が、これは、当事者その他の関係人との利益の保護や法律秩序の維持を目的とする同条の規制の趣旨からして相当でない。 したがって、グループ企業間の法律事務の取扱いを同条の構成要件から除外することは相当でない。		99			(社)日本経済団体連合会	207	A	企業グループ内における有償での法務サービス提供の解禁	以下の3種類のサービスを有償で行うことができるよう、法を改正すべきである。 親会社の法務担当者による子会社または関連会社に対する法務サービスの提供 しかし、法務業務については、弁護士法の規定により、そのうちサービスの提供が禁止されている。 子会社または関連会社の法務担当者による他の子会社または関連会社(いわゆる兄弟会社)に対する法務サービスの提供	近年、各企業は、経営資源の大規模な見直しを行い、経理、財務、総務、人事などの業務については、親会社あるいは専門の子会社から、有償で企業グループ内の専任サービスを提供する体制を構築している。 しかし、法務業務については、弁護士法の規定により、そのうちサービスの提供が禁止されている。 経営資源の適切な配分によって企業経営の効率化を図るために、グループ内企業に対する有償での法務サービスを解禁すべきである。	弁護士法第72条、第77条第3号	法務省		
5057	5057208			z09035	法務省	不動産登記規則第181条第2項、不動産登記規則第37条第1項	登記識別情報通知書については不動産登記規則第37条第1項に規定されている事項が、登記完了証については不動産登記規則第181条第2項に規定されている事項が、それぞれ記載されている。	b		登記完了証等の記載内容については、今後、表示すべき登記事項等について検討を行うとともに、平成19年度以降、必要なシステム改修についても併せて検討したい。			b	登記完了証等の記載内容に係る必要なシステム改修の検討については、平成19年度以降の定期的な開り早期に終了すべく、所要の処理を進めて参りたい。	(社)日本経済団体連合会	208	A	電子申請開始登記所から登記完了後に交付される書類の記載内容の改修(新規)	電子申請を開始している登記所から登記完了後に交付される書類において、公簿簿、権利設定登記における目的・範囲・区分の欄位番号が確認できない記載内容を改修するべきである。	不動産登記法改正前(2005年3月施行)により、登記申請の方法として、従来の「書面申請」に加え「電子申請」による方法が認められ、登記所ごとに法務大臣が指定した日からその運用が順次開始されている。 電子申請を開始した登記所から登記完了後に交付される書類および記載内容は、申請方法の種別によらず、以下のとおりとなっている。 登記完了証 申請受付番号、受付年月日、登記の目的、不動産の表示、登記識別情報通知書(表示は交付されない) 不動産番号、受付年月日、受付番号、登記の目的、登記番号欄、登記識別情報	不動産登記規則 不動産登記令	法務省		



要望管理番号	要望事項管理番号	分割補助番号	統合	管理コード	所管省庁等	該当法令	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	再検討要請	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	要望主体	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁等	その他(特記事項)		
5083	5083004			z09040	全庁	法制審議会令(昭和14年政令第134号/最終改正平成12年政令第305号)	法制審議会において、会議における独立かつ公正な立場からの自由な討論を確保し、審議の過程で知り得た公衆上の秘密が漏れはれることを防止する観点から、会議は公開しないこととされている。	c		審議会又は部会における議事あるいは部会に関する運営面については、審議会の自律に委ねられているため(法制審議会令第3条)、当省のみの判断で変更を要することは困難である。会議の非公開は、審議会が定めた法制審議会議事規則第3条に規定されている。		99				特定非営利活動法人「子どもに環境環境を推進協議会」	4	A	政府省庁の審議会は原則的に公開(傍聴可能)とすべき	例えば厚生労働省の審議会(厚生科学審議会地域保健健康推進推進部会や中央社会保険医療協議会)は公開(傍聴可能)で、事前にホームページで広報されている。しかし、例えば財務省の財政制度等審議会(たばこ事業等文科会、税制調査会)などは、財務省のホームページの運用予定には掲載されているが、非公開となっている。これら審議会等は、公開(傍聴可能)とすべきである。	政策決定のための審議会の審議を国民が傍聴することにより、審議の透明性が高まり、かつ国民も情報を速やかに知ることにより、早期の情報入手と対応が可能になる。	政府省庁の審議会の資料が後日(1-2週間後)そのホームページで公開され、1-2か月後には審議録が公開されているようにあるが、国民が審議録の正確な内容には十分にタイムラグがあり過ぎる。マスメディアにのみ公開したり、会後、審議会長が記者発表や会見をする場合もあるが、あわせて公開(傍聴可能)を制度化すべきである。動きが早く(なっている)政策決定や実施にあたって、国民の知る権利を確保し、合意形成を進めるためには、これは不可欠な制度である。				
5089	5089019			z09041	法務省	会社法160条、会社法施行規則8条、29条	株式会社の株主は、当該会社が特定の株主から自己株式を買い受けることに関する通知を受けた場合には、その会日の5日前(定款で短縮可能な限り)までに当該特定の株主に自己も加えたものを株主総会の議案とすべきことを請求することができる。	c		株式会社が特定の株主から自己株式を買い受けようとする場合において、株主が会社に対し、特定の株主に自己も加えたものを株主総会の議案とすることを請求するための検討期間の長さについては、原則としては、株主総会の日の1週間前(議決権制限会社であれば1週間前)から株主総会の日の5日前とされているが、当該期間については、各会社がそれぞれ状況に応じて、株主の判断に基づき(定款自治によって自由に伸長することが可能であること)にかんがみれば、原則的なルールを規制強化の方向で変更すべき旨の本案要望は、規制改革に逆行するものと思料する。	要望者から以下の再意見が寄せられており、再検討をお願いします。 生命保険会社等の金融機関は、株式議決権の保有比率制限もあり、少数株主に止まることとなるが、通常、会社側は追加買取請求を受けることは後ろ向きであり、株主の権利確保のために定款変更を行うことは期待できない。将来性のある新興企業・中小企業の健全な育成は日本経済の活力維持のためにも欠かせないものであるが、現行会社法の規定は、これらの企業に対するリスクマネーの供給の妨げとなるおそれがあることから、要望の実現に向けて検討をお願いします。	生命保険協会	19	A	未公開会社(株式譲渡制限会社)が特定の株主から自己株式を取得する際に他の株主が買取を請求できる期間の確保	株式譲渡制限会社が、株主総会決議によって特定の株主から自己株式を取得する際に、他の株主が自らも買取対象に含めることを請求できる期間(当該議案の通知を受けた日から買取の請求開始日まで)を1週間程度確保してほしい。	特定の株主から自己株式を取得する場合、他の株主は自らも買取対象に含めることを総会開催日の原則5日前までに請求しなければならぬため、当該判断を極めて短期間に行わなければならない。前述の状況によっては、権利行使できないケースも起き得る。会社法施行規則において、定款で5日間を下回る期間を定めることができる旨が規定されているものの、機関投資家サイド等から買取り請求期間が確保された定款とすることで、買取を促すことができる。このため、他の株主が買取を求めるところとする制度の趣旨が活かされない場面が生じる。	会社法において、株式譲渡制限会社においては、株主総会の招集通知の送達期限は、総会開催日の原則1週間までとなっている。一方、株式会社が株主総会決議によって特定の株主から自己株式を取得する際、他の株主は総会開催日の原則5日前までに自らも買取対象に含めることを請求できる。								
5090	5090001			z09042	法務省	司法書士法第73条第1項、商業登記規則第102条第3項第3号	現在、行政書士用電子証明書については、行政書士が作成することができる添付書面情報に関しては、認められているが、委任による代理人として申請書情報等への電子署名に使用可能な電子証明書としては、日本認証サービス株式会社、セコムシステムズ株式会社、株式会社中電システムズ、アイ中部認証センター、一般行政手続用電子証明書(日本商工会議所)、日本司法書士会連合会認証サービスの5つの電子証明書を定めている。	c		司法書士法第73条第1項で、司法書士会に入会している司法書士又は司法書士法人でない者は、他の法律に別段の定めがある場合を除き、他人の依頼を受けて登記に関する手続について代理することを認ずることはできないとされている。したがって、行政書士が業として商業・法人登記申請の代理を行うことは違法であるところ、登記申請の代理を行政書士の立場で業として行うことを前提とする行政書士用電子証明書を委任による代理人として申請書情報への電子署名に使用可能な電子証明書として認めることはできない。	要望者からの次の意見に対して回答したい。 「規制改革・民間開放推進会議」の要望は、実態上における規制事実があるのでその規制改革、撤廃の為に提出しているものです。ところが、法務省の当該回答は、単に司法書士制度の法律論を展開したにすぎない。制度論を問(ために)要望を提出したものでないのです。あつさり踏まえて回答いただきたい。 オンライン商業・法人登記での代理人であるが、司法書士もその一部のみが電子証明書を所持し、申請人側からはどの司法書士がオンライン登録手続が可能なのか選択さえ不可可能な状態である。例えば会社設立の手続で、申請人として電子定款作成の代理をさせた行政書士(行政書士用電子証明書にて電子署名)に引き継ぎ設立手続の一環でオンライン登録手続にも代理させると通常、常識的に考えられるものである。 申請者側の登録の手続代理は司法書士のみ選択し、規制しているところが極めて分かりにくく、その中でもその商業登記法には代理人規制はない。 また、国を挙げて(重点計画・2006)で登記のオンライン手続の普及を図っているところ、司法書士側にもその認識が乏しく、必要とする電子証明書さえ取得していない会員が多すぎる。オンライン登録の普及の阻害要因となりかねないし、土壌といわれかねない。 かかる司法書士のみ代理人として選択し、との規制は国民の利便性から言って弊害である。商業登記規則第百二条第4項により、法務大臣が行政書士用電子証明書を定めるのみで事足りる。法務大臣が定めたことにより国民への負担強化にならないばかりか、登記手続のオンライン普及に寄与する	電子申請センター	1	B	商業・法人登記手続、オンライン手続に行政書士用電子証明書が利用できるよう認めてほしい	オンライン商業・法人登記手続で利用できる電子証明書に行政書士用電子証明書を認めてほしい。特に代理人として手続できる等の電子証明書として認めてほしい。登録手続でのわかる出席義務は廃止され、オンラインや郵送での手続が可能となつて、登記上も代理人を特定する規定はありません。登記法上も代理人を特定する規定はありません。既に行政書士は会社設立の電子定款に承認人の代理人として行政書士用電子証明書を利用して電子署名しています。電子公証サービスで利用できるとして法務省告示されています。	現行のオンライン商業・法人登記手続で利用できる民間認証事業者における特定認証業務の電子証明書では、日本認証サービス証明書、司法書士電子証明書が認められている。これの電子証明書を利用することで代理人として手続が可能である。そこで、民間認証事業者までの特定認証業務の電子証明書である行政書士用電子証明書も利用できるようにすれば、オンライン登録手続の普及に寄与するのみならず、申請人本人の利便性に資することもあります。既に行政書士は会社設立の電子定款に承認人の代理人として行政書士用電子証明書を利用して電子署名しています。電子公証サービスで利用できるとして法務省告示されています。	規制改革・民間開放推進3年計画(再改定)(平成18年3月31日閣議決定)では、商業・法人登記手続の行政書士への開放について「利便性の向上など国民にとって有益な制度改革を行うためには、商業・法人登記業務の実態や国民のニーズを把握することが必要であり、法務省は、関係府省と連携して、このような実態やニーズについて調査し、制度見直しとして検討する」とあります。この検討の範囲において、オンライン商業・法人登記手続では行政書士用電子証明書の利用を認めても、現行法上なら不都合も無いと考えられ、早急に結論をいただきたい。	平成17年法務省告示第二百九十二号にて「指定公証人の行う電磁的記録に関する事務に関する命令(平成十三年法務省令第二十四号)第二條第一項の規定に基づき、法務大臣が指定する電子署名の方式等に關する件(平成十三年法務省告示第五百六十五号)の一部改定により改正する」とされ、ビジネス認証サービスタイプ1-G(平成15年総務省「法務省・経済産業省告示第5号」)行政書士用電子証明書が規定された。							